

## 議員活動資料

2007/08/19 (日)

### 日本人として避けて通れない東京裁判の検証

8月14日のNHKスペシャル「パール判事は何を問いたかったのか」を観られた方は、彼の頑なまでの法律家としての勇気のある行動に身震いしたのではないのでしょうか。

ラダビノード・パール判事（インド選出）の「(日本に対する)好意や親切心のためだと思ったことはありません。私は正しいことをしたかったのです」との後日談は、法律家の重みを更に感じた一言でした。

極東国際軍事裁判（東京裁判）は、日本の戦争責任を裁いたものでしたが、戦勝国の思惑どおりにことが運ぶと思いきや、英国の植民地インドで育った、ラダビノード・パール判事は、敢然と侵略戦争を国際法上の犯罪として裁けるかと問うこととなりました。以下は、NHKスペシャル「パール判事は何を問いたかったのか」の私なりのメモです。

1946年(昭和21年)5月3日 極東国際軍事裁判(東京裁判)が開廷された。裁判官は戦勝国並びに植民地であるアメリカ、イギリス、オランダ、ソ連、中国、フランス、オランダ、カナダ、ニュージーランド、フィリピン、そしてインドが派遣した11名の判事たちで、裁判長はウエップ判事(オーストラリア)。

開廷に先立って、裁判官らはある合意「仮令、個人的には最終判決に反対の意見を持っていても最期までそれを明らかにしない」を持っていた。これはレーニンク判事(オランダ)の提唱であった。理由は「オランダでは、判事室の議論は極秘です。多数派判決が一つだけ出されます。判決とは多数決の意見だと理解され少数派の意見は反映されません」とする主張が取り入れられました。

パール判事は開廷から2週間遅れて赴任。彼は「裁判所憲章」を問題とした。この憲章は裁判の基本原則を記したもので、開廷の4ヶ月前にマッカーサー司令官から交付されたものであったが、侵略戦争を計画実行した罪、平和に対する罪と一般市民に対する残虐行為をした人道に対する罪の二つが追加規定された。

弁護側は、法律を後から作って裁くのは不当だと主張するも、ウエップ裁判長は却下された。すると、パール判事は、7月5日、「新しい法律は時間をさかのぼって適用されません。行為を行った時点で適法だったものを、現在の視点から裁いて違法とすることは許されません」と主張した。外の判事に衝撃が走った。

◎ウエップ裁判長外多数の判事の判決は、被告 25 人を全員有罪とし、7 人を死刑としました。東京裁判では、平和に対する罪、人道に対する罪即ち事後法を認めたのであります。この是非を法律学徒は勇気を持って問うべきです。